

令和5年8月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
		納付期限	令和5年8月10日(木)	
1	源泉所得税 (令和5年7月分)	納付期限	令和5年8月10日(木)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和5年6月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年8月31日(木)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年6月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年8月31日(木)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和5年12月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和5年8月31日(木)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和5年12月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和5年8月31日(木)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

令和5年度税制改正による登録手続きの見直し
『免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請とき』

免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請とき提出期限と登録希望日の経過措置について以下の見直しがされました。

1 登録申請の提出期限の改正

課税期間の初日から登録を受けようとする場合 課税期間の初日の15日前迄
(改正前は1ヶ月前)

2 登録希望日の経過措置の改正

令和5年10月2日以降の日にインボイス発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載するものとされました。

この場合において、希望日以降に登録が完了したときでも登録希望日に登録を受けたものとみなす。

Cord marked pottery

日本語の『縄文土器』

エドワード・シルヴェスター・モース (Edward Sylvester Morse 1838年~1925年 アメリカ合衆国の動物学者) は大森貝塚を発掘し、日本の人類学・考古学の基礎をつくった。日本に初めてダーウィンの進化論を体系的に紹介した。モースの大森貝塚の学術報告書の中で『縄文土器』の言葉が初めて使われた。二戸地方にも訪れている。